

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	市民協働部
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成26年11月25日付け26監第49号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>金額の算出に誤りのある使用料に基づき減免に関する事務が行われている例が認められた。</p> <p>※ 勿来市民会館及び常磐市民会館の使用に関し、管理運営業務に当たる指定管理者において許可の際に誤って算出された使用料の額に基づき、所管課において減免の事務処理がなされていた。</p> <p>本事案については、いずれも全額減免が適用されていることから、実際の使用料収入には影響していないものであるが、所管課においては、指定管理者に対して許可の際の使用料の適正な算出を再度指導することはもとより、自ら行う減免事務に係る確認体制の強化を図る必要がある。</p> <p>【事例1】</p> <p>平成26年7月21日（祝日）の午前9時から午後10時までの勿来市民会館ホールの使用について、使用料の額が74,620円であるべきところ、減免申請、減免決定及び減免通知に係る事務において75,620円の額で処理が行われていた。</p> <p>【事例2】</p> <p>平成26年8月6日（水）午前9時から同月7日（木）午後5時までの常磐市民会館ホールの使用について、使用料の額が59,820円であるべきところ、減免申請、減免決定及び減免通知に係る事務において73,000円の額で処理が行われていた。</p>	<p>市民会館につきましては、指定管理者が運営管理事務として実施し、当課が減免の事務処理をしております。本事案につきましては、いずれも全額減免が適用されることから、使用料の算出等の詳細な確認が漏れたものであります。</p> <p>今後は、指定管理者に対して、使用料の算出の適正な事務処理について再度指導するとともに、当課においても、減免事務に係るチェック体制の強化に努めることとし、収入事務に万全を期して参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>【類例1件あり】</p> <p>【事例3】</p> <p>平成27年4月10日(金)午前9時から同月12日(日)午後10時までの常磐市民会館ホールの使用について、使用料の額が122,030円であるべきところ、減免申請、減免決定及び減免通知に係る事務において109,500円の額で処理が行われていた。</p> <p>(市民協働課)</p> <p>2 収入事務(その2)</p> <p>一部負担金に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 平成26年4月1日(火)診療分の一部負担金として同日に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月2日(水)までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月3日(木)に払い込まれていた。同様に、同月15日(火)診療分が同月17日(木)に、同月22日(火)診療分が同月25日(金)に、同月28日(月)診療分が5月1日(木)に払い込まれていた。</p> <p>(田人診療所)</p> <p>3 支出事務</p> <p>日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、支給額に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例1】 給与所得の源泉徴収税額表の区分ごとの金額の適用の誤り</p> <p>※ 平成26年4月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、所得税の課税対象額が104,956円であったものについては、給与所得の源泉徴収税額表中の「103,000円以上105,000円未満」の区分欄に該当することから、所得税額を「930円」と算出すべきにもかかわらず、所得税</p>	<p>患者の応対などの理由から、金融機関等への払込みが遅延したものであります。</p> <p>今後は、繁忙時には支所兼務職員に金融機関への払込みを依頼するなどして、市財務規則第49条の3第1項に基づく適正な収入事務に努めて参ります。</p> <p>日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、源泉徴収税額表の区分ごとの金額適用の際に、確認不足等により、所得税を誤って徴収したものについては、平成26年分の年末調整で対応することとしました。また、通勤手当に係る非課税限度額の不適用により、所得税を誤って徴収してしまったものについては、平成26年分の確定申告により対応して頂くこととし、いずれの場合も不利益の生じることのないように対処いたしました。</p> <p>今後は、複数名で確認する体制をとるなど、</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>額を「1,030円」と算出した上で賃金を支給していた。</p> <p>【事例2】 通勤手当に係る非課税限度額の不適用</p> <p>※ 平成26年5月分の日々雇用職員に係る賃金の支給事務において、通勤手当の6,200円のうち非課税限度額の4,100円を超える分については所得税の課税対象になることから、課税対象額が「100,341円」で所得税額を「720円」と算出すべきにもかかわらず、通勤手当全額の6,200円を非課税として計算したことにより、課税対象額が「98,241円」で所得税額を「640円」と算出した上で賃金を支給していた。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">(市民課)</p> <p>4 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる38件のうち、16件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p>(市民生活課、市民課、国保年金課、いわき芸術文化交流館、男女共同参画センター)</p>	<p>適正な支出事務に努めて参ります。</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、職員の認識不足等により、契約書中への契約解除条項の規定文言等の記載が漏れてしまったものであります。結果として、適用となった事例は発生しなかったものの、事の重大さを改めて認識しました。</p> <p>監査より指摘された以降の契約事務に当たっては、契約内容に排除措置の事項を盛り込むなど、適正な対応を図ることとしました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	生活環境部
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成26年11月25日付け26監第49号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 契約事務（その1）</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる37件のうち、8件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: center;">（環境整備課、下水道管理事務所、中部衛生センター）</p> <p>2 契約事務（その2）</p> <p>自動ドアの保守点検に係る委託契約事務において、契約の開始日を6月2日としているが、事故発生時の対応を考慮し、4月1日を開始日とすべきである。</p> <p>※ 中部衛生センター自動ドア保守点検業務委託に係る契約事務については、平成26年6月2日から平成27年3月31日までを契約期間として、平成26年5月30日に契約を締結している。</p> <p>当該契約の内容は、主に年4回の定期点検であるが、このほか、機器の故障及び異常等が発生した場合の点検及び調整をそ</p>	<p>今回の事例が発生した原因は、前年度まで使用していた契約書の内容を十分に精査せず、年度等を変えただけで使用したことによります。</p> <p>必要事項を盛り込んだ新しい契約書の様式を作成しましたので、次回の契約時からは、新しい様式を使用し、必要事項の記載漏れがないよう対応いたします。</p> <p>定期点検は、例年四半期毎の点検とし、1回目の点検を6月に実施することから、発注時期を5月から6月としておりました。そのため、契約の始期が6月2日となったものです。</p> <p>平成27年度からは、機器の故障などの緊急時の対応を十分に考慮し、4月1日を開始日とした契約といたします。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>の都度行うことが定められており、機器の故障など緊急時の対応を考慮した場合には、年度内に契約の空白期間が生じている状態は望ましくないことから、4月1日からの契約とすべきものと考えられる。</p> <p>(中部衛生センター)</p> <p>3 契約事務 (その3)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約の方法により締結している契約において、随意契約とする合理的理由の記載が不十分な例が認められた。</p> <p>※ 衛生センターし尿投入槽清掃業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結しているが、記載された理由は、「本市の浄化槽清掃業の許可を有する業者は、いわき市環境整備事業協同組合1社であること」となっている。</p> <p>しかしながら、浄化槽法が適用される浄化槽の定義には「市町村が設置したし尿処理施設」が含まれないことから、当該記載のみでは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用する理由として妥当性を欠いており、当該契約相手方以外では契約の目的が達成できない旨の非代替性について具体的かつ客観的な記載を行う必要がある。</p> <p>(環境整備課)</p>	<p>し尿投入槽の清掃は、浄化槽清掃に準じた作業であることから、浄化槽清掃業の許可をもつ者による履行が必要であると考え、本市で唯一許可を持つ1社と随意契約をいたしました。</p> <p>今後は、当該業務履行において、支障が生じないか等を確認のうえ、市の入札参加資格において「一般廃棄物処理施設清掃業」登録業者による入札を検討いたします。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	生活環境部
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成26年11月25日付け26監第49号報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>契約事務</p> <p>長期間にわたり単年度契約で土地の賃借契約を締結しているが、今後においても、当面、複数年の使用が想定される案件については、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とすることを検討されたい。</p> <p>【事例1】</p> <p>※ 公所表示板設置敷地賃貸借に係る契約事務については、平成11年度に当該表示板を設置して以来、土地所有者と単年度契約を続けている状況にある。今後においても、当面、設置箇所の変更が予定されない案件に関しては、設置の継続性及び事務の省力化を図る観点から、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約の適用について検討されたい。</p> <p>なお、次の契約においても、同様の例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中原地区大気汚染常時監視測定局敷地賃貸借 ・ 滝尻地区大気汚染常時監視測定局敷地賃貸借 ・ 花ノ井地区大気汚染常時監視測定局敷地賃貸借 <p>【事例2】</p> <p>※ 不法投棄防止啓発看板の設置に伴う土地の賃借に係る契約事務については、平成元年度に当該看板を設置して以来、土地所有者と単年度契約を続けている状況にある。当該看板の設置箇所は、市内</p>	<p>当該契約事務については、市内の複数個所に設置している看板のうち、一部の看板設置に係る土地所有者の意向により、全ての看板の土地賃借契約を単年度契約としていたものです。</p> <p>今後、契約更新に合わせて土地所有者に説明のうえ、複数年契約にしていく考えであり、長期継続契約の適用による事務の省力化に努めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>の不法投棄に係る状況に応じて変更される可能性があるものであるが、市の境界の道路沿いに設置して市外から入市する者に対する啓発を主な目的としているものなど、今後においても、当面、設置箇所の変更が予定されない案件に関しては、設置の継続性及び事務の省力化を図る観点から、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約の適用について検討されたい。</p> <p>(環境監視センター、廃棄物対策課)</p>	